

中之条町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

平成20年3月

1. 現状

今日、地方公共団体の技能労務職員等の給与については、民間同種の事業従事者に比べて高額であるとの指摘や批判があることから、民間同種の職種に従事する者との均衡を十分考慮しながら適正な運用を図ることが求められています。

また、町職員の給与等の公表についても、民間事業従事者との比較などを含め具体的に住民に周知することとされていますので、今後においても積極的な公表に努めていきます。

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢

区分	公務員				民間			A/B	参考 県人事委員会 民間事業者調査(H19)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)		
一般会計職員	45.4歳	25人	270,800円	285,400円					332,916円
学校給食員	46.7歳	15人	274,300円	284,800円	調理士	42.3歳	276,900円	1.03	
用務員(小中学校)	36.5歳	6人	224,800円	252,700円	用務員	53.9歳	227,200円	1.11	
その他(公仕等)	53.1歳	4人	326,700円	336,300円					
公営企業会計職員	39.7歳	11人	248,600円	316,900円					
群馬県	47.4歳	223人	321,040円	353,567円					
国	48.8歳		287,094円						

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

「技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

県人事委員会民間事業者調査は、自動車運転手(44歳)の平均給与月額となっている。

(2) 職種ごとの年齢別の職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
一般会計職員	0	0	2	2	1	3	2	5	3	3	4	0
学校給食員	0	0	1	1	0	1	1	4	2	3	2	0
用務員	0	0	1	1	1	2	0	1	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
公営企業会計職員	0	0	0	3	2	3	0	0	1	0	2	0

(3) その他給与に関する事項

【給料表】

町は、行政職俸給表(一)を使用し6級制を採用していますが、技能労務職員についてはこのうち3級までで運用しています。

区分	標準的な職務内容	一般会計職員		公営企業会計職員	
		職員数	構成比	職員数	構成比
1級	定型的な業務又は一般的な知識経験に基づき行う職員の職務	3人	12.0%	3人	27.3%
2級	相当高度な知識経験に基づき行う職員の職務	8人	32.0%	5人	45.4%
3級	主任・係長及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者	14人	56.0%	3人	27.3%
4級	係長及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者	0人	0.0%	0人	0.0%
5級	補佐及び職務の複雑困難の度が同程度で長が定める者	0人	0.0%	0人	0.0%
6級	困難な業務を分掌する課長等の職務	0人	0.0%	0人	0.0%

【昇給基準】

毎年1月1日を昇給日と定め、4号給を標準として昇給しています。(ただし、一般職員については55歳以上・管理職においては58歳以上は昇給停止になっています。)

【手当】

手当については、扶養手当・住居手当・通勤手当・期間外勤務手当・期末勤勉手当・寒冷地手当をそれぞれ該当者に支給しています。

また、特殊勤務手当は集中改革プランによる「給与・手当の見直し」に合わせてその殆どを廃止しましたので、現在は「マイクロバス運転業務手当」の一つを残すだけとなっていますが、技能労務職員に対する支給実績はほとんどありません。

手当の名称	手当の内容(月額)	国制度との比較	
扶養手当	1. 配偶者	13,000円	同
	2. 配偶者のいない職員の扶養親族のうち一人	11,000円	同
	3. 配偶者以外の扶養親族	6,500円	同
	4. 「特定期間(16歳～22歳まで)」にある子に対する加算	5,000円	同
住居手当	1. 借家・借間の場合(家賃12,000円を超える場合に限り)	27,000円限度	同
	2. 持ち家(新築・購入後5年目まで)	2,500円	同
通勤手当	1. バス等の交通機関を利用する職員の支給限度額	55,000円	同
	2. 自家用車等を使用(2km以上)する職員の支給限度額	24,500円	
寒冷地手当	1. 世帯主で扶養親族のある職員	17,800円	同
	2. その他の世帯主である職員	10,200円	
	3. その他の職員	7,360円	
特殊勤務手当	1. マイクロバス運転業務手当		無
	業務1回につき走行距離50km未満 業務1回につき走行処理50km以上	500円 1,000円	

2. 基本的な考え方

給与については、国や県及び近隣町村等の動向を見極めながら必要に応じて見直しを行いません。

また、職員数については技能労務職場の特殊性や現状を把握した中で、退職職員の補充者抑制や不補充等によりその適正化に努めていきます。

なお、特殊勤務手当は「集中改革プラン」の策定に併せその殆どを廃止していますが、残った「マイクロバス運転業務手当」についても、その必要性等について検討していきます。

3. 具体的な取組内容

給料表については現行の給料表を踏襲していくこととしますが、昇給基準については民間の給与水準に留意するとともに、近隣町村との均衡を図りながら適正な給与の運営に取り組んでいきます。

4. その他

【民間委託の推進】

現在、技能労務の職場は直営で運営していますが、今後の財政事情や学校教育現場における児童・生徒数の動向及び職員構成などの状況を考慮し、民間委託や指定管理者制度の導入についても検討をしていきます。

【事務・事業の見直し】

給食職員関係にあっては、「東部給食センター」・「西部給食センター」と2ヶ所の給食センターがあったものを、平成19年8月に統合し人員削減にも対応できるよう合理化を図っています。

また、その他の事業についても業務の縮小等について検討を進めます。

【職員数の削減】

職員数の削減については、基本的に退職不補充で対応することとしますが勸奨による退職希望者の募集等も行い、適正な職員数の配置に努めていきます。